各務原市居宅介護（介護予防）住宅改修に係る事業者の登録制度取扱要綱

（平成２５年３月２９日決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第４５条第１項の居宅介護住宅改修又は法第５７条第１項の介護予防住宅改修（以下「住宅改修」という。）に係る保険給付（以下「居宅介護住宅改修費」という。）の代理受領（以下「代理受領」という。）を行う事業者の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

（住宅改修施工事業者の登録）

第２条　住宅改修を施工する事業を行う者で、代理受領を行う事業者（以下「住宅改修施工事業者」という。）の登録は、住宅改修を施工する事業を行う者の届出により、住宅改修を施工する事業を行う事業所ごとに行う。

（住宅改修施工事業者に係る登録の申請）

第３条　前条の規定により住宅改修施工事業者の登録を受けようとする者は、介護保険住宅改修費受領委任払い制度取扱事業者登録申請書（様式第１号)、介護保険住宅改修費受領委任払い制度に係る取扱誓約書（様式第２号）及び介護保険住宅改修費受領委任払い制度代理受領に係る届出書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による登録の申請があったときは、内容を審査し、登録又は不登録を決定し、介護保険住宅改修費受領委任払い制度取扱事業者登録（不登録）通知書（様式第４号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（変更の届出）

第４条　住宅改修施工事業者は、前条第１項の規定による登録の内容に変更があったときは、速やかに介護保険住宅改修費受領委任払い制度取扱事業者登録事項変更届出書（様式第５号）により、市長に届け出なければならない。

２　住宅改修施工事業者は、登録に係る住宅改修の施工の事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、速やかに介護保険住宅改修費受領委任払い制度取扱事業者事業廃止（休止・再開）届出書（様式第６号）により、市長に届け出なければならない。

３　市長は、前項の規定による届出がなされた場合は、介護保険住宅改修費受領委任払い制度取扱事業者登録廃止（休止・再開・取消）通知書（様式第７号）により、当該届出をした者に通知するものとする。

（住宅改修施工事業者の登録の取消し）

第５条　市長は、住宅改修施工事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該住宅改修施工事業者に係る登録を取り消すことができる。

（１）居宅介護住宅改修費の請求に関し、不正があったとき。

（２）住宅改修施工事業者の従業員その他の住宅改修の施工を担当する者が、第７条第１項の規定による調査若しくは指導監査に協力しないとき、又は同項に規定する必要な改善を行わないとき。

（３）住宅改修施工事業者が、不正の手段により第２条の登録を受けたとき。

２　市長は、前項の規定による登録の取消しを行ったときは、介護保険住宅改修費受領委任払い制度取扱事業者登録廃止（休止・再開・取消）通知書により、当該取消しを受けた住宅改修施工事業者に対して通知するものとする。

（住宅改修施工事業者の義務）

第６条　住宅改修施工事業者は、居宅要介護等被保険者の心身の状況等に応じて適切に施工するとともに、自らその施工する住宅改修の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に住宅改修を利用する者の立場に立ってこれを施工するよう努めなければならない。

（調査及び指導監査）

第７条　住宅改修施工事業者は、法第２３条の規定による文書の提出等及び市長が行う調査又は指導監査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

２　前項の調査又は指導監査を行うときは、市の職員は身分証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（令和８年３月３１日決裁）

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現に存する改正前の様式第１号から様式第７号までの規定により作成されている用紙は、この要綱の施行の日以後においても、当分の間使用することができる。

様式第１号（第３条関係）

介護保険住宅改修費受領委任払い制度取扱事業者登録申請書

年　　月　　日

（宛先）各務原市長

（申請者）　住　　所

事業者名称

代表者氏名

介護保険法（平成９年法律第１２３号）に基づく住宅改修を施工するに際し、各務原市の定める介護保険住宅改修費受領委任払い制度取扱事業者として登録を受けたいので、介護保険住宅改修費受領委任払い制度に係る取扱誓約書及び代理受領に係る届出書を添えて以下のとおり申請します。

ふりがな		
事業所名称		
ふりがな		
代表者氏名		
事業所の所在地		〒　　－
連絡先	電話番号	
	FAX番号	
	ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	
営業日		
営業時間		
通常の事業実施地域		
利用者からの苦情処理のために講じる措置		

様式第２号（第３条関係）　　（表面）

介護保険住宅改修費受領委任払い制度に係る取扱誓約書

年　　月　　日

（宛先）各務原市長

（申請者）住　　所

事業者名称

代表者氏名

各務原市居宅介護（介護予防）住宅改修に係る事業者の登録制度に関して、事業者の登録及び受領委任の取扱いの届出を行うにあたり、下記の各事項を遵守することを誓約します。

記

（基本的事項）

１　平成１１年３月３１日厚生省告示第９５号に定められた介護給付費の対象となる住宅改修（以下「住宅改修」という。）の提供に関しては、関係法令、通達、及び各務原市の要綱等を遵守すること。

２　高齢者が居宅要介護等被保険者となった場合において、可能な限りその居宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な住宅改修を行えるよう援助・施工・調整等を行い、住宅改修を行うことにより居宅要介護等被保険者の日常生活の便宜を図り、居宅要介護等被保険者を介護する者の負担の軽減を図るよう努めること。

３　事業にあたっては、各務原市、居宅介護支援事業者、他の居宅介護サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

４　居宅要介護等被保険者の意思及び人権を尊重し、常に居宅要介護等被保険者の立場に立ったサービス提供に努めること。

（受給資格の確認等）

５　居宅要介護等被保険者から、当該住宅改修について介護保険住宅改修費受領委任払い制度にて取り扱うことを求められた場合には、その者の提示する介護保険被保険者証によって各務原市の被保険者であること、要介護認定又は要支援認定を受けていること、さらに給付制限を受けていないことを確認すること。

（見積書の発行）

６　住宅改修を介護保険住宅改修費受領委任払い制度にて取り扱う場合、その施工に係る費用を見積もり、「見積書」を作成し、居宅要介護等被保険者に発行すること。

（見積書の内容変更）

７　当該住宅改修に関する見積書の記載内容に変更が生じた場合には、すみやかにその変更の内容を当該居宅要介護等被保険者に連絡すること。また、変更後の内容に基づく見積書を発行するとともに、改めて各務原市に対して介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払い用）及び変更後の見積書の提出を行うよう説明すること。

（裏面）

（住宅改修の施工等）

８　介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払い用）に記載された内容の住宅改修を行うこと。その際、当該施工に関して十分に説明を行い、快適な環境となるよう施工すること。

（自己負担の受領）

９　住宅改修費については自己負担額の支払を居宅要介護等被保険者より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、工事完了及び自己負担金の受領後、居宅要介護等被保険者へ領収証を発行すること。また、あわせて住宅改修費工事内訳書等を発行すること。

（指導・調査等）

１０　市長が必要があると認めた居宅介護住宅改修費の支給に関して、指導又は調査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行った場合には、直ちにこれに応じること。

１１　関係法令、通達、本市の要綱又はこの遵守事項に違反し、その是正等について市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。

（登録の取消等）

１２　この遵守事項に違反した場合、又は不正な手段により事業者登録を届け出た場合、市長が直ちに当該登録を取り消しすること、また、以後市長が定める取消期間中は登録を受けることができないことについて、異議を唱えないこと。

（苦情処理等）

１３　居宅要介護等被保険者からの苦情又は相談があった場合、居宅要介護等被保険者の状況を詳細に把握する必要に応じて、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行うこと。また、苦情に対しては、居宅要介護等被保険者の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当該事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により、適切な対応方法を要介護者等の立場に立って検討し、対処すること。

（賠償責任）

１４　住宅改修の施行に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、居宅要介護等被保険者の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、居宅要介護等被保険者に対してその損害を賠償すること。

（秘密保持）

１５　事業所の職員は、業務上知り得た居宅要介護等被保険者又はその家族の秘密を保持すること。また、職員であった者に、業務上知り得た居宅要介護等被保険者又はその家の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とすること。

（その他）

１６　届出書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨及びその年月日を市長に届け出ること。

様式第３号（第３条関係）

介護保険住宅改修費受領委任払い制度代理受領に係る届出書

年　　月　　日

（宛先）各務原市長

（申請者）住　　所

事業者名称

代表者氏名

次のとおり、住宅改修費の受領委任について申し出ます。
なお、介護保険住宅改修費受領委任払い制度に基づき、私が受ける住宅改修費については、下記の口座へ振り込んでください。

事業所名称	
ふりがな	
代表者氏名	
事業所の所在地	〒　　－
電話番号	

住宅改修費の代理受領に係る登録口座																
銀　行 信用金庫 組　合					本　店 支　店 出張所				種目	1　普通預金　　2　当座預金						
										口　座　番　号						
金融機関コード					店舗コード											
フリガナ																
口座名義人																

様式第４号（第３条関係）

介護保険住宅改修費受領委任払い制度取扱事業者登録（不登録）通知書

年　　月　　日

（宛先）　住　　所

事業者名称

代表者氏名

各務原市長

年　月　日付けの介護保険住宅改修費受領委任払い制度取扱事業者登録申請については、次のとおり決定したので通知します。

登録区分	登録　・　不登録
住宅改修事業所番号	
事業所名称	
代表者氏名	
事業所の所在地	〒　　－
不登録の事由	

問い合わせ先

様式第５号（第４条関係）

介護保険住宅改修費受領委任払い制度取扱事業者登録事項変更届出書

年　　月　　日

（宛先）各務原市長

事業者名称

代表者氏名

次のとおり、登録を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

住宅改修事業所番号	
事業所名称	

変更年月日			年　　月　　日	
変更があった事項			変更前の内容	変更後の内容
①	事業所名称			
②	代表者氏名			
③	事業所の所在地		〒　　－	〒　　－
④	連絡先	電話番号		
		FAX番号		
		ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ		
⑤	営業日			
⑥	営業時間			
⑦	通常の事業実施地域			

【住宅改修費振込先口座内容の変更】

⑧	銀行 信用金庫 組合				本店 支店 出張所				種目	1 普通預金　2 当座預金					
	金融機関コード				店舗コード				口座番号						
	フリガナ														
	口座名義人														

様式第６号（第４条関係）

介護保険住宅改修費受領委任払い制度取扱事業者事業廃止（休止・再開）届出書

年　　月　　日

（宛先）各務原市長

事業者名称

代表者氏名

次のとおり、事業の廃止（休止・再開）をしましたので届け出ます。

住宅改修事業所番号	
事業所名称	

届出区分	廃止　・　休止　・　再開
休（廃）止・再開年月日	年　　月　　日
廃止・休止・再開 の理由	
施工中の住宅改修に 対する措置 （廃止・休止の場合）	

様式第７号（第４条関係）

介護保険住宅改修費受領委任払い制度取扱事業者登録廃止（休止・再開・取消）通知書

年　　月　　日

（宛先）　住　　所

事業者名称

代表者氏名

各務原市長

介護保険住宅改修費受領委任払い制度取扱事業者の登録については、各務原市居宅介護（介護予防）住宅改修に係る事業者の登録制度取扱要綱第５条および第６条の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

登録区分	休止　・　再開　・　廃止　・　取消
住宅改修事業所番号	
事業所名称	
代表者氏名	
事業所の所在地	〒　　－
決定年月日	年　　月　　日
事由	

問い合わせ先